

津山市広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、津山市広告掲載要綱（平成19年3月30日津山市告示第198号。以下「要綱」という。）第13条に基づき、市の資産への広告掲載の可否についての細目を定めるものとする。

(基本原則)

第2条 市の資産に掲載する広告について、広告掲載者の事業の適正化並びに消費者の保護及び地域社会、地域経済の健全な発展と市民生活の向上を図るため、次に掲げる基本原則を定める。

- (1) 公正で真実なものであること
- (2) 広告の受け手に不利益を与えないもの
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したもの
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したもの
- (5) 関係法規と社会秩序を守るもの

(掲載の基準)

第3条 市の資産に掲載する広告については、要綱第3条に基づき、次の各号に該当するものは掲載しない。

- (1) 法令に違反し、又はその疑いがあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又はその疑いがあるもの
- (3) 公共性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (4) 風俗営業及びこれに類するもの
- (5) 政治性のあるもの又は選挙に関するもの
- (6) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
- (7) 人権侵害、差別又は名誉毀損となるもの又はそのおそれがあるもの
- (8) 他人を誹謗し、中傷し、又は排斥するもの
- (9) 投機心、射幸心をあおるもの又はそのおそれがあるもの
- (10) 広告の掲載を希望する者（以下「広告主」という。）が明確でなく、責任の所在が不明確なもの
- (11) 広告主以外の者の広告となるもの
- (12) 暗号と疑われるもの又は内容が意味不明なもの
- (13) 個人・団体の意見広告及び名刺広告
- (14) 商品先物取引及び貸金業に類するもの
- (15) ギャンブルに関するもの（宝くじ及び公営競技を除く）やギャ

ンプルを奨励する内容のもの

- (16) 内容が虚偽、誇大であるなど過度の宣伝に該当するもの又はそのおそれがあるもの
- (17) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- (18) 権利関係などを確認できない不動産、ゴルフ会員権などに関するもの
- (19) 「不動産の表示に関する公正競争規約」(公正取引委員会認定)の表示に関する規定に反しているもの、又は宅地取引業法による登録がなされていないもの
- (20) 代理店募集、副業、内職、会員募集などで、内容が不明確なもの
- (21) 通信販売で連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法及び返品条件などが不明確なもの
- (22) 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実体、内容又は施設が不明確なもの
- (23) 私的な秘密事項の調査を業とするもの
- (24) 出資者又は出資金の広告募集
- (25) 債権取立て、回収等の広告
- (26) たばこに関するもので、喫煙行為を奨励する内容のもの
- (27) お酒に関するもので、飲酒を奨励する内容のもの
- (28) 寄附金の募集に関するもの
- (29) 法令の定めのない医療類似行為の広告
- (30) いわゆる健康食品に関するもので、医療品的な効能・効果を表現しているもの
- (31) 皇室の写真、紋章、その他皇室関係のものを使用したもの
- (32) 社会問題などについての主義主張や係争中の問題についての声明に関するもの
- (33) あたかも津山市が推奨しているかのような表現を含むもの
- (34) 津山市の推進している施策に反するもの
- (35) その他、掲載することが適当でないと津山市広告審査会(以下「審査会」という。)が判断するもの

2 広告主は、市内に住所又は事業所を有する者とする。ただし、審査会が適当であると認める場合は、この限りでない。また、次に掲げる者は、広告主となることができない。

- (1) 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号第2条)に定める暴力団又は暴力団の構成員であると認められる者
- (2) 公共機関・行政機関から指名停止などの行政指導、処分を受け

ている期間中の者

(3) 法令等に違反している者

(4) 審査会において広告の掲載が認められていない期間中の者

(掲載の順序)

第 4 条 掲載申し込みのあった広告は、次により掲載順序を決定する。

(1) 市内に住所、事業所、事務所等を有する者の広告

(2) 国又は地方公共団体が出資する法人及び団体の広告

(3) 公益法人及び公益的団体の広告

(4) 私企業のうち公益的性格を有する企業の広告

(5) その他の広告

2 順序が同じ広告が複数ある場合は、抽選により決定する。

(1) 抽選については、市が定める方法により行う。

(2) 広告主は、市が行う抽選に立会することができる。

(媒体ごとの基準)

第 5 条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等その他個別の基準が必要な場合は、別に基準を定めることができる。

付 則

この基準は、平成 2 2 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、平成 2 4 年 2 月 8 日から施行する。

付 則

この基準は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、平成 2 6 年 3 月 1 日から施行する。